

社会資本整備総合交付金（中間評価）

Pa77 世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



滋賀県土木交通部道路保全課

◆滋賀県の自転車施策



平成28年度 (2016年)	滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行 (2月) <ul style="list-style-type: none">・ 自転車損害賠償保険等への加入の義務化・ 自転車の安全で適正な利用の促進・ 自転車を利用した観光の推進など
平成30年度 (2018年)	ビワイチ推進総合ビジョンの策定 (3月) <ul style="list-style-type: none">・ サイクルツーリズムの推進・ 安全で快適な自転車による県内周遊を目指す
令和元年度 (2019年)	第1次滋賀県自転車活用推進計画の策定 (12月) <ul style="list-style-type: none">・ 計画推進期間 令和4年度(2022年度)まで・ 幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進
令和4年度 (2022年)	ビワイチ推進条例の施行 (4月1日) <ul style="list-style-type: none">・ ビワイチを総合的かつ計画的に推進

包含

◆滋賀県の自転車施策

滋賀県自転車活用推進計画（計画推進期間 2022年度まで）

「自転車活用推進法」（平成29年(2017年)5月制定)に基づく計画で、
幅広い分野にわたる滋賀県の自転車関連施策を一体的に推進し、
一人ひとりが幸せを感じることができる滋賀の実現に寄与することを目的とする



【目標1】 自転車を利用しやすい環境の形成

- ・市町版の推進計画策定支援
- ・**自転車通行空間の整備**
- ・レンタサイクルの推進
- ・駐輪場の確保

【目標2】 自転車活用の推進による 「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成

- ・サイクリングに関する健康情報の発信
- ・利用年齢層に応じた自転車の提案
- ・自転車の日常利用、通勤の推進

【目標3】 サイクルツーリズムによる 観光誘客の推進と地域活性化

- ・**ルート設定と走行空間の整備**
- ・ビワイチへの観光誘客
- ・マナーアップに向けた取り組み

【目標4】 自転車事故のない安全で安心な環境づくり

- ・自転車安全教育の充実
- ・自転車保険、防犯登録への加入
- ・交通安全意識向上を図る広報啓発

◆滋賀県の道路整備方針（交付金制度の活用）



2022年度までの自転車関連施策目標

滋賀県自転車活用推進計画

（2019年策定→2022年見直し）

【目標に向けた措置】

- ① 自転車通行空間の整備
- ② 走行レベルに応じたルート設定の実施と走行空間の整備

具体化

- ・ 自転車ネットワーク計画※に基づき、自転車走行空間の整備、矢羽根等の路面表示を実施する

※「ビワイチ」「ビワイチプラス」「よし笛ロード」をモデルルートとして計画に位置づけ

- ・ 自転車歩行者専用道路等の整備を推進する
- ・ 交通量の多い車道混在箇所では植栽帯を撤去する等により、路肩拡幅を行い、自転車専用通行帯の整備を推進する

活用

「滋賀県自転車活用推進計画」に基づき事業を進めていくために

社会資本整備総合交付金

- 国土交通省が平成22年度に創設した交付金（地方公共団体向けの個別補助金を一本化し、地方公共団体の自由度を高めた交付金制度）

◆滋賀県の道路整備方針

滋賀県道路整備アクションプログラム2018（その他の事業）

【自転車走行環境整備事業】

びわ湖を自転車で周回する「ビワイチ」人気の高まりから、湖岸でサイクリングを楽しむ観光客は年々増えており、誰もが安全にサイクリングできる走行環境の整備が求められています。



こうした中、ドライバーに自転車の存在を知らせる路面表示や植樹スペースを活用した自転車走行空間のモデル整備など、県観光交流局が策定する「ビワイチ推進総合ビジョン（平成30年3月策定）」に基づき、安全・安心を高める取り組みを着実に推進していきます。

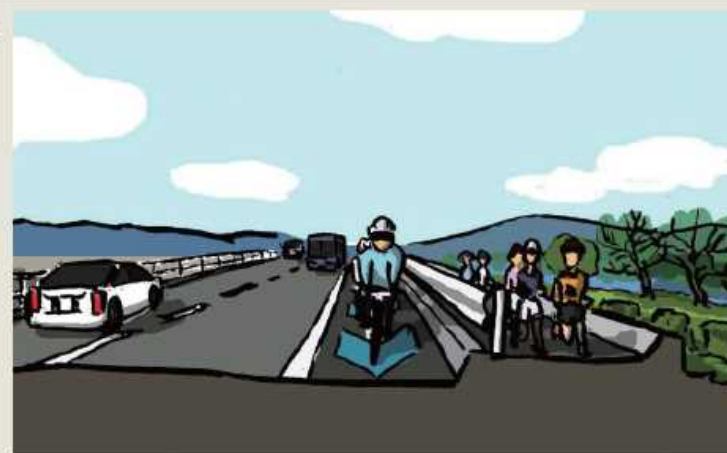
■ 矢羽根型路面表示

自転車の走行場所を確保しつつドライバーへの注意喚起を促すことができ、ビワイチ初心者でも青矢羽根をたどれば、迷わずに走ることができます。



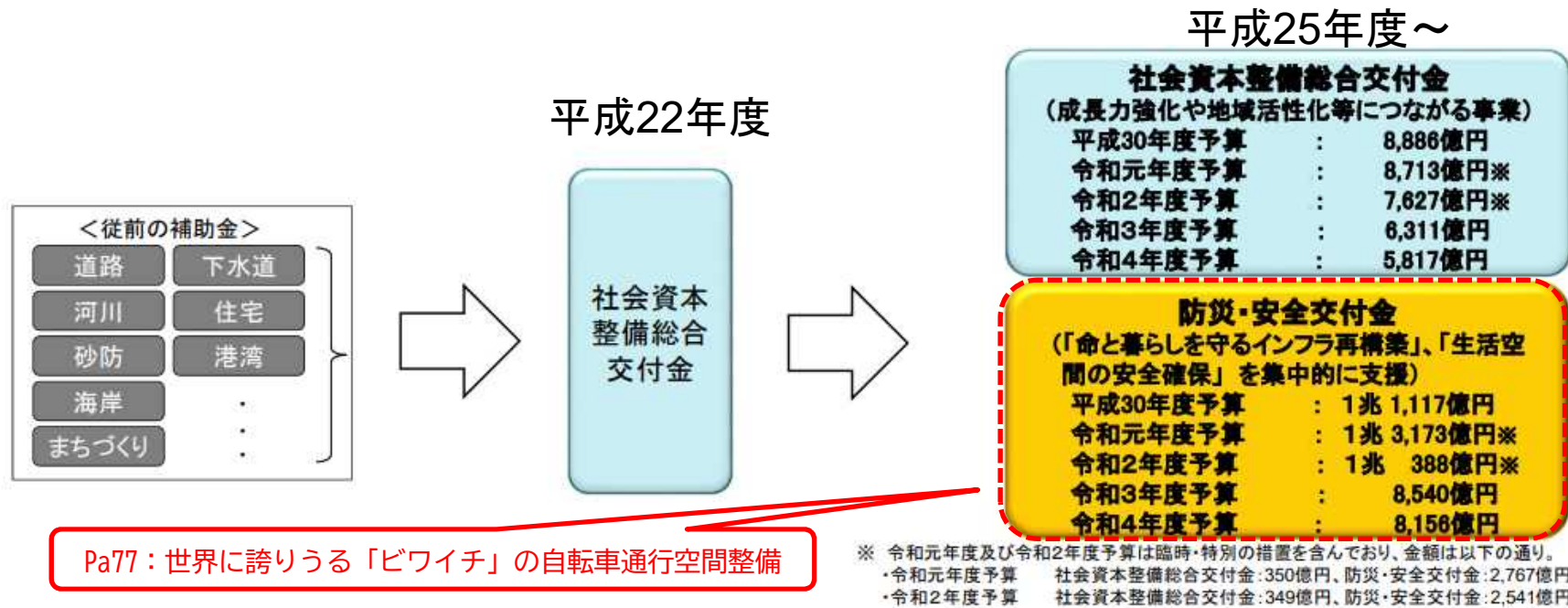
■ 自転車走行空間の確保

限られた道路空間において、多くのサイクリストと歩行者や自動車が安全に道路を共有できるモデル整備に取り組みます。



◆社会資本整備総合交付金の概要

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の16事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

◆社会資本整備総合交付金の概要

■社会資本整備総合交付金を受けるには

➡ 地方公共団体※1が目標※2や目標実現のための事業※3等を記載した『整備計画』を策定し、国に提出。毎年度、交付金の交付申請を行い、国が地方公共団体に交付金を交付。

※1 策定主体

単独の市町や県のみで策定することも、複数の事業主体が共同で策定することも可。

※2 整備計画の目標、評価指標

事業の実施によって実現しようとする整備計画の目標を設定。
整備計画の目標を定量化した評価指標を設定。

※3 事業

複数の事業で整備計画を構成。

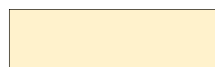


◆滋賀県の道路事業における交付金の整備計画

交付金名称	計画番号	計画名称	計画期間
防災・安全交付金	Pa18	子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備	H30～R4
社会資本整備総合交付金	Pa29	地域の交流と経済活動の活性化を支えるみちづくり	H31～R5
防災・安全交付金	Pa37	計画的な修繕および防災対策による 信頼性の高いみちづくり(法面・舗装・附属物等)	H30～R4
社会資本整備総合交付金	Pa54	霊峰伊吹山と天下分け目の武将の息吹を感じる、 岐阜・滋賀周遊観光振興による広域的地域活性化計画	R2～R6
社会資本整備総合交付金	Pa54	霊峰伊吹山と天下分け目の武将の息吹を感じる、 岐阜・滋賀周遊観光振興による広域的地域活性化計画(重点③)	R2～R6
社会資本整備総合交付金	Pa55	海山湖の魅力を地域活動と広域交通網で向上する 福井・滋賀広域観光活性化計画	R2～R6
社会資本整備総合交付金	Pa56	京奈和自転車道とビワイチを基軸とした歴史・文化を体感する 自転車周遊による広域観光活性化計画	R3～R7
社会資本整備総合交付金	Pa57	鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画	R3～R7
社会資本整備総合交付金	Pa57	鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画(重点③)	R3～R7
防災・安全交付金	Pa77	世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備(防災・安全)	R2～R6
社会資本整備総合交付金	Pa80	国土強靱化地域計画に基づく災害に強い道づくり(防災・安全)	R3～R7



: 評価対象



: 重点配分対象

◆中間評価の実施

滋賀県公共事業等計画評価実施要綱

第3 中間評価および事後評価の内容

1 知事は、次に掲げる事項について**中間評価**を行うものとする。

- (1) **事業の進捗状況**
- (2) **事業効果の発現状況**
- (3) **評価指標の目標値の実現状況**

2 知事は、次に掲げる事項について事後評価を行い、今後の方針の案を作成するものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の目標値の実現状況

中間評価にて主要な事業を選定

(4) **主要な事業**に関する次の事項

- ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- イ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- ウ コスト縮減および代替案立案等の可能性
- エ その他必要と考えられる事項

◆事業概要 Pa77

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



事業主体 滋賀県、5市町（大津市、彦根市、米原市、長浜市、高島市）

事業期間 令和2年度～令和6年度（5年間）

事業数 6事業（県：1事業、市町5事業）

目 標 「ビワイチ」は令和元年度に「日本を代表し世界に誇りうるサイクリングロード」として、国のナショナルサイクルルートに指定され、利用者増加が見込まれるため、自転車通行空間整備を推進することで更なる安心安全で快適な走行環境の確保を行い、サイクルツーリズムによる観光誘客と地域活性化を図る。

計画の成果目標

ビワイチルートの走行環境を確保することでビワイチ利用者数を89%増加（10.6万人→20万人）



（例）自転車歩行者専用道路



（例）自転車通行帯

◆ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備 世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和元年9月9日
自転車活用推進本部

ナショナルサイクルルート制度を創設！
～日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートを国内外へPRします～

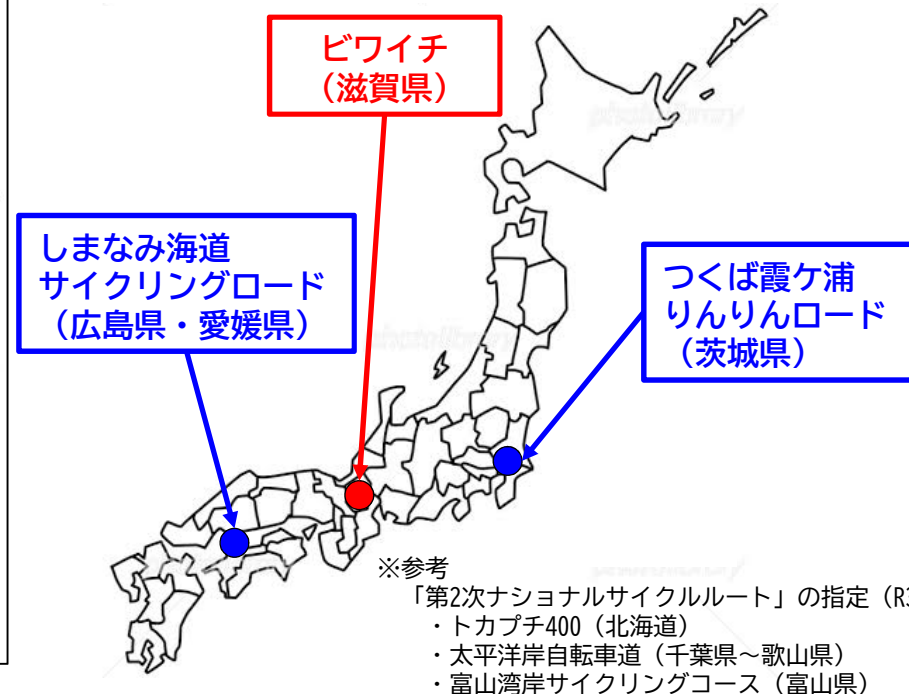
自転車活用推進法に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、自転車活用推進本部において、ナショナルサイクルルート制度を創設しました。

また、第1次ナショナルサイクルルート候補ルートとして、3ルートを選定しました。

- ナショナルサイクルルート制度について
本日、持ち回りにて第4回自転車活用推進本部会合を開催し、ナショナルサイクルルート制度を創設しました。
ナショナルサイクルルートの指定要件は、「①ルート設定」、「②走行環境」、「③受入環境」、「④情報発信」、「⑤取組体制」の5つの観点から設定しています。
- 第1次ナショナルサイクルルート候補ルートについて
下記の3ルートを選定し、今後設置する第三者委員会において、ナショナルサイクルルートへの指定に向けた審査を行う予定です。
 - つくば霞ヶ浦りんりんロード（茨城県）
 - ビワイチ（滋賀県）**
 - しまなみ海道サイクリングロード（広島県・愛媛県）なお、自転車活用推進計画に位置付けられた「太平洋岸自転車道」については、協議会を設立して更なる取組を進め、速やかな指定を図るものとします。

○国において、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングロードとして、「ナショナルサイクルルート制度」が創設された。（令和元年9月9日）

○令和元年11月7日、「ビワイチ」が「つくば霞ヶ浦りんりんロード（茨城県）」「しまなみ海道サイクリングロード（広島県・愛媛県）」とともに「第1次ナショナルサイクルルート」に指定



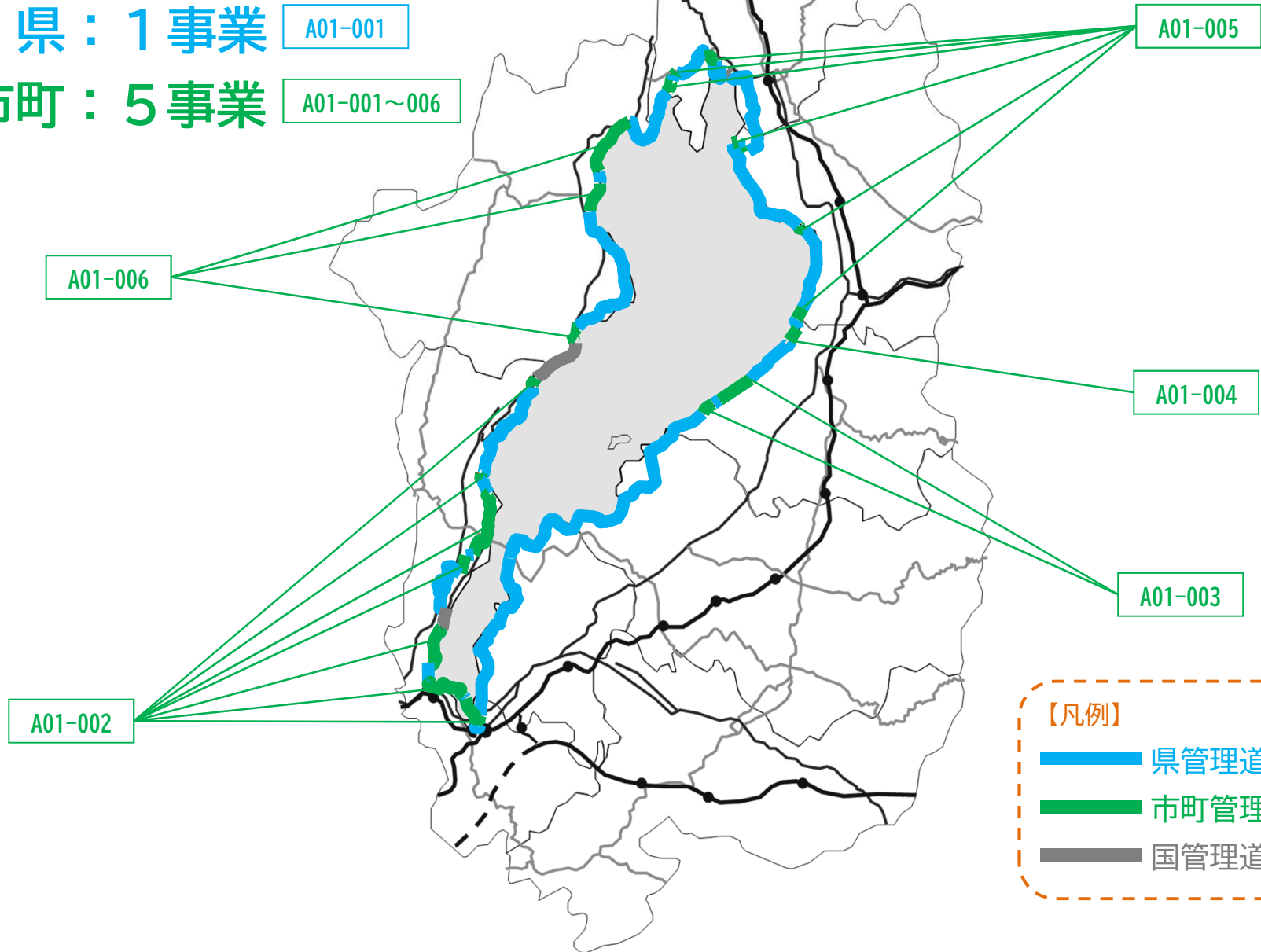
◆整備計画に掲げた対象事業 Pa 7 7

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



県：1事業 A01-001

市町：5事業 A01-001~006



【凡例】

- 県管理道路
- 市町管理道路
- 国管理道路

◆整備計画に掲げた事業内容 Pa 7 7

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



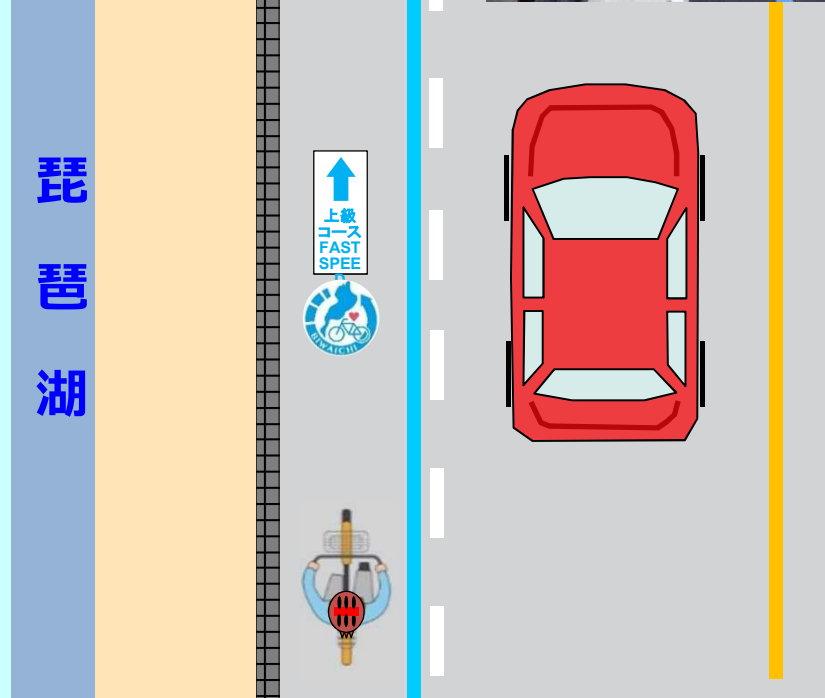
自転車通行空間整備とは？

▶ 自転車歩行者専用道路



▶ 自転車通行帯

植栽帯を撤去して通行幅を確保



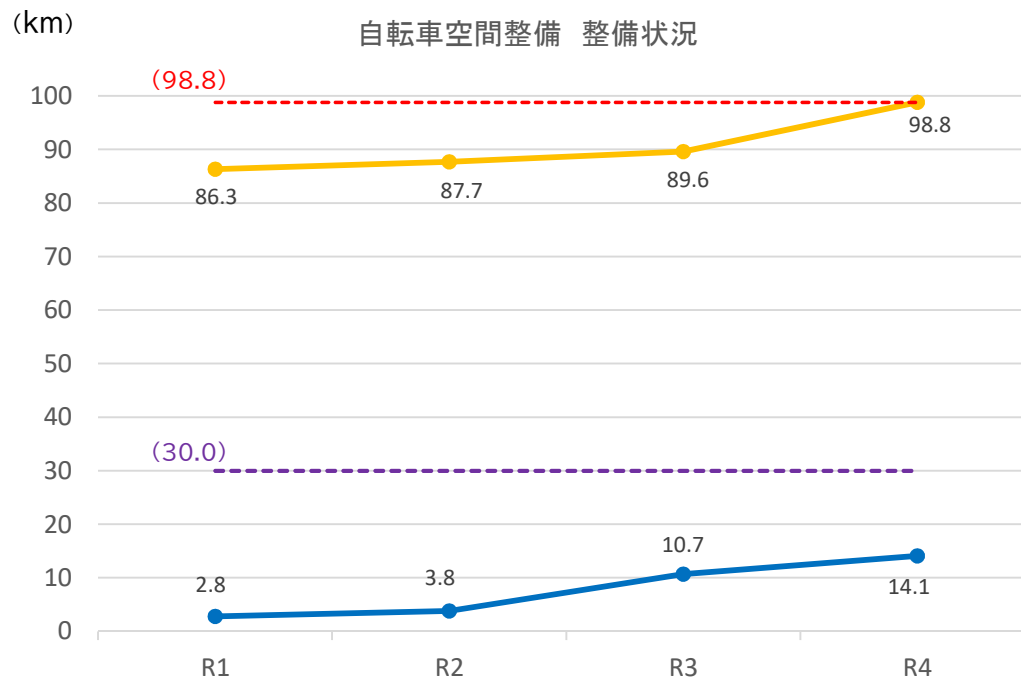
◆要綱第3-1-(1) 事業の進捗状況 Pa 7 7

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



■実績からみる事業進捗状況

整備形態	令和元年度 整備延長	令和4年度 予定 整備延長(a)	目標 整備延長(b)	進捗率 (a) / (b)
自転車歩行者専用道路	86.3km	98.8km	令和4年度末まで 98.8km(※1)	100%
自転車通行帯	2.8km	14.1km	令和8年度末まで 30.0km(※2)	47%



(※1) ナショナルサイクルルート指定要件

(※2) 滋賀県自転車活用推進計画における目標値

(凡例)

● 自転車歩行者専用道路

● 自転車通行帯

--- 自転車歩行者専用道路 目標値

--- 自転車通行帯 目標値

◆要綱第3-1-(2) 事業効果の発現状況 Pa 7 7

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



- 路線名：近江八幡大津線
お う み は ち ま ん お お つ
- 整備箇所：近江八幡市牧町
お う み は ち ま ん ま き
- 工事実施年度：R 3
- 整備内容：自転車通行帯整備
- 事業延長：L = 8 0 0 m
- 整備状況

■位置図



【整備前】



【整備後】



◆要綱第3-1-(2) 事業効果の発現状況 Pa 7 7

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



- 路線名：大津能登川長浜線
おおつ の と がわながはま
- 整備箇所：米原市磯～朝妻筑摩
まいばら いそ あさづま ちくま
- 工事实施年度：R 3
- 整備内容：自転車歩行者専用道路整備
自転車通行帯整備
- 事業延長：L = 800m

■位置図



◆要綱第3-1-(3) 評価指標の目標値の実現状況 Pa 7 7

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



■計画の成果目標

- ・ビワイチルート of 走行環境を確保することでビワイチ利用者数を89%増加

■算定式

- ・ビワイチ利用者数の増加割合 (%) =
(評価時点の年間利用者数 - H30の年間利用者数) / (H30の年間利用者数)

■計画の成果目標の中間目標値および実績値

【ビワイチ利用者数の増加割合】

	目標値 (千人)	実績値 (千人)
当初 (H30)	106	
中間年 (R4年度末)	168 (37%増)	87 (17%減)
最終年 (R6年度末)	200 (89%増)	

※R3年度末の実績値で増加割合を算出

※令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少傾向

※観光需要の復調を考慮して、最終年の目標値を110千人に変更予定

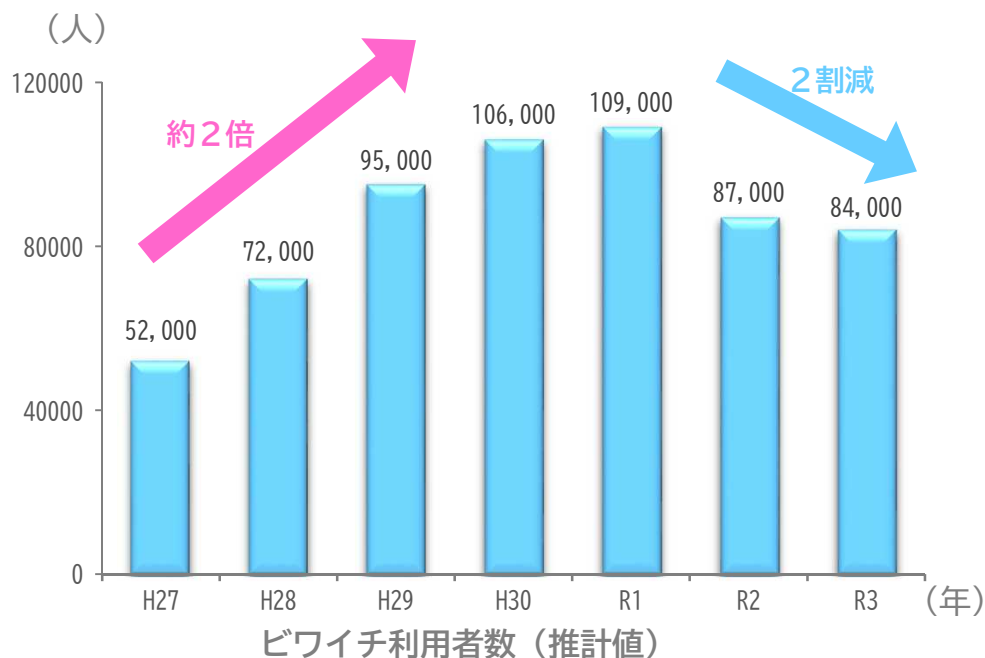
◆要綱第3-1-(3) 評価指標の目標値の実現状況 Pa 7 7

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



○「ビワイチ」利用者数は年々増加しており、平成30年には10万人を突破

○令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響で減少（約2割減）するものの、滋賀県の延べ観光入込客数の減少（約3割減）幅よりも小さい。



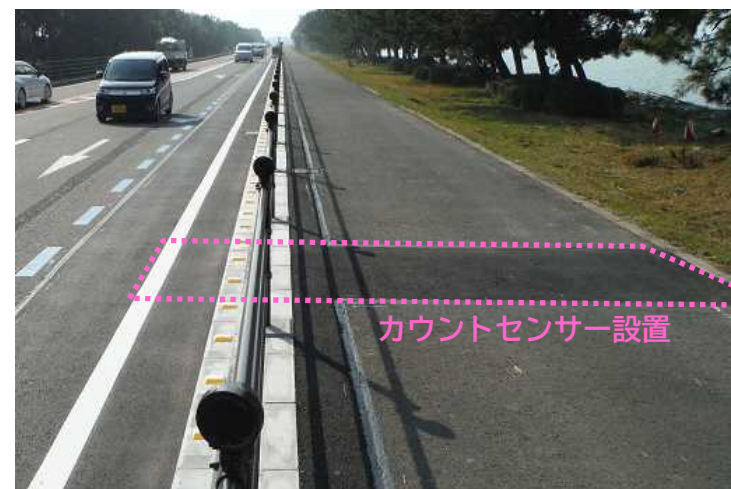
(参考) BIWAICHI Cycling NAVIアプリ



アイコン



アプリ画面



カウントセンサー設置

守山市幸津川町

◆主要な事業の選定について Pa 7 7

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



要件

- ①計画最終年度（R6）において事業採択後5年以上を経過した時点で未着工の事業
- ②計画最終年度（R6）において事業採択後10年以上経過し継続中の事業

※「事業採択」とは、
国庫補助事業については「国の事業採択通知を受け事業費が予算化された時点」
単独事業については、「詳細設計に着手した時点」

※「未着工の事業」とは、
「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」



要件① : なし

要件② : なし

要件に該当する事業がないため、主要な事業は選定しない

◆中間評価まとめ Pa77

世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備



①事業の進捗状況

➡ 令和4年度末で、自転車歩行者専用道路 99km整備済み、整備率 100%
自転車通行帯 14km整備済み、整備率 47%

②事業効果の発現状況

➡ ビワイチルート上に、自転車歩行者専用道路や自転車通行帯を整備することで**安全安心で快適な走行環境**の確保につながっている。

③評価指標の目標値の実現状況

➡ ビワイチ利用者数の増加割合

中間年目標値37%増に対して、実績値は17%減であった。

※新型コロナウイルス感染症の影響で減少するものの、滋賀県の延べ観光入込客数の減少幅よりも小さい。

④主要な事業の選定

➡ 要件に該当する事業がないため、主要な事業は選定しない。